

環大規第30号
平成9年2月12日

都道府県知事
各 殿
政令市長

環境事務次官

大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について（依命通達）

大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成8年法律第32号。以下「改正法」という。）は、平成8年5月9日に公布され、平成9年4月1日から施行されることとなった。（大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成9年政令第5号））。

これに伴い、大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令（平成9年政令第6号）が平成9年1月24日に、大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する総理府令（平成9年総理府令第5号）が平成9年2月6日に、それぞれ公布され、平成9年4月1日から施行されることとなった。

改正法は、建築物の解体等に伴う特定粉じんによる大気の汚染を防止するための措置を講じ、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある有害大気汚染物質の排出又は飛散の抑制のための対策を推進し、及びばい煙発生施設等における事故時の措置に関する規定の整備を行う等のために制定されたものである。

貴職におかれても、改正法による改正後の大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「法」という。）の厳正かつ実効性のある施行について、下記の事項に十分御留意の上、格段の御協力を願いたく、命により通達する。

記

第1 主な改正事項

今回の法令改正の主な事項は、次のとおりである。

①建築物の解体等の作業に伴い排出され、又は飛散する石綿による大気の汚染

を防止するため、吹付け石綿が使用された建築物の解体等の作業を特定粉じん排出等作業に指定し、これに係る規制措置として、作業基準の設定及びその遵守義務、特定粉じん排出等作業の実施の届出並びに計画変更命令及び作業基準適合命令等を規定したこと

- ②継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある有害大気汚染物質に係る対策を推進するため、施策等の実施の指針、各主体の責務、国及び地方公共団体の施策等を規定するとともに、有害大気汚染物質のうち早急に排出又は飛散を抑制しなければならない物質を指定物質に、指定物質を排出等する施設を指定物質排出施設に指定し、これに係る措置として、指定物質抑制基準の設定及び排出又は飛散の抑制についての勧告等を規定したこと
- ③自動車排出ガスに係る許容限度の設定対象となる自動車に原動機付自転車を加えたこと
- ④事故時の措置について、対象物質にばい煙を、対象施設にばい煙発生施設を追加するとともに、事故発生時における都道府県知事への通報義務を規定したこと
- ⑤緊急時の措置について、硫黄酸化物に係るばい煙量の減少のための措置に関する計画の届出及びこれを参酌した勧告に関する規定を削除したこと

なお、①及び②の改正に伴い、法の目的に、1)建築物の解体等に伴う粉じんの排出等を規制すること、及び2)有害大気汚染物質対策の実施を推進すること、を追加したほか、罰金の額を引き上げること等の改正を行っている。

第2 特定粉じん排出等作業の規制

粉じんのうち人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質である特定粉じんとして、既に石綿が政令指定され、工場又は事業場に設置されている特定粉じん発生施設について、規制が行われているところであるが、今回、特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料が使用されている建築物を解体し、改造し、又は補修する作業である特定粉じん排出等作業について、作業の規制を行うこととした。

この改正の趣旨は、石綿を発生し、又は飛散させる原因となる建築材料である吹付け石綿が使用された建築物が建設され始めて既に30年程度が経過し、今後その建て替えのための解体等の増加が見込まれ、これに伴い石綿による大気汚染が生ずる可能性があること、また、阪神・淡路大震災において被害を受けた建築物の解体等に伴い、石綿による大気汚染が懸念されたことを踏まえ、建築物の解体等に伴う石綿による大気汚染について対策の徹底を図ろうとするものである。

従来、法に基づく規制の対象は、工場若しくは事業場に設置されている施設又は自動車であったが、改正法により、建築物の解体等の作業が新たに規制措置の

対象となったところであり、類似する規制措置が行われている騒音規制法及び振動規制法の運用などを参考にするとともに、同一の作業に規制措置を講じている労働安全衛生法等の関連法規の運用と整合を図り、適切な法規制の実施に努められたい。

第3 有害大気汚染物質対策の推進

法に基づく規制の対象物質としては、従来からばい煙、粉じん等が定められているが、近年、我が国の大気環境中から規制の対象となっていない種々の物質が検出されており、これらの物質の中には、人に対する発がん性を有する物質等、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質が含まれている。

これらの有害大気汚染物質は、種類が多く、その発生源も多様であることから、将来にわたって大気汚染による人の健康に係る被害が未然に防止されるようにするためには、多種類の物質を対象とし、多様な発生源において適切な対策が講じられるようにする必要がある。

このような認識の下、改正法においては、法に基づく規制の対象外であった有害大気汚染物質を包括的に対策の対象とし、対策推進のための基本的考え方と社会の各主体の役割を法第2章の3に規定することにより、各主体の相互の理解、協力の下で有害大気汚染物質対策が推進されるようにするとともに、有害大気汚染物質のうち早急に排出又は飛散を抑制しなければならない指定物質については、当分の間の措置として、都道府県知事による勧告等の措置を法の附則に規定した。

特に、有害大気汚染物質について適切な対策を講ずるために必要な各種の科学的知見等は現状では必ずしも十分な状況ではないことから、その充実を図りつつ、各主体がその成果を共有して、それぞれが必要な対策を講ずるとともに、対策が手遅れになることのないよう、適時適切に見直しを行うことが重要である。

このため、法第2章の3においては、国及び地方公共団体が有害大気汚染物質による大気汚染の状況の把握を始めとして各種の科学的知見の充実、その普及等に努めるとともに、事業者はこれらの知見等を活用して、自主的に排出等の抑制を行い、国民も有害大気汚染物質問題についての理解を深め、排出等の抑制の努力を行うこととされた。さらに、法の附則において、当分の間の措置として指定物質に係る措置を規定するとともに、改正法附則第3項においては、改正法施行後3年を目途として、これらの施策の成果等を総合的に勘案して、法に規定する有害大気汚染物質対策の推進に関する制度について検討を加え、健康被害を未然に防止するため、所要の措置を講ずるものとされた。

以上のような法改正の趣旨を十分踏まえ、地方公共団体においても、事業者、国及び国民と相互に連携、協力しながら、法第18条の23に規定する施策等を実施し、有害大気汚染物質による健康被害が将来にわたって未然に防止されるよ

う努められたい。

第4 事故時の措置の充実

事故時における大気汚染防止のための措置として、従来から法においては、化学工場等の特定施設について事故が発生し、特定物質が大気中に多量に排出されたときにおいて、施設設置者に応急措置の義務等を課すとともに、都道府県知事（法第31条第1項の規定に基づき事務の委任を受けた市の長を含む。以下同じ。）に措置命令の権限を付与している。

改正法においては、阪神・淡路大震災の経験等を踏まえ、事故時の措置の対象物質としてばい煙を、対象施設としてばい煙発生施設を加えるとともに、施設設置者に事故発生時における都道府県知事への通報の義務が課された。

都道府県知事は、対象設置者から事故発生 of 通報を受けた場合は、事故による大気汚染により人の健康が損なわれることのないよう、速やかに大気汚染状況の監視その他の必要な措置を講じられたい。

第5 緊急時の措置の改正

改正法においては、硫黄酸化物による大気汚染がかつてに比べて大幅に改善されたことを踏まえ、緊急時における硫黄酸化物に係るばい煙量の減少のための措置に関する計画の届出及びこれを参酌した勧告に関する規定を削除した。

なお、硫黄酸化物による大気汚染を含め大気汚染の緊急時においては、都道府県知事は、今後とも法第23条に基づき措置を講ずることとされており、著しい大気汚染による緊急事態が発生した場合は、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることのないよう、必要な措置を講じられたい。

第6 環境庁組織令の改正

今回の法改正により追加された特定粉じん排出等作業に係る作業基準の設定に関する事務及び有害大気汚染物質対策の推進に関する事務は、大気保全局大気規制課が担当するが、有害大気汚染物質対策の推進に関する事務のうち、自動車等の交通に起因して生ずる有害大気汚染物質による大気汚染の防止に関する調査は同局自動車環境対策第一課が、自動車の運行に伴い発生する有害大気汚染物質による大気汚染の防止に関する調査は同局自動車環境対策第二課が、それぞれ担当する。